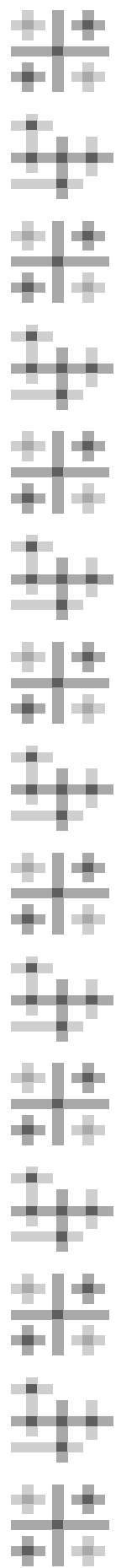


第3章 子育てが楽しくなるまちづくり



第1節 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる

重点目標

第5次那覇市総合計画に沿って、こども園における教育・保育の充実・発展を図る

施策事業の概要

1 就学前の教育・保育の質の向上

(1) 就学前の教育・保育の充実

就学前の教育・保育の充実と質の向上を図るため、令和元年度にこども教育保育課を新設した。令和3年度は、研修・指導内容の精選に努め、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら就学前の教育保育施設に向けた研修・指導体制の充実を図る。



3歳児保育

(2) こども園への移行

幼保連携型認定こども園とは、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもたちに質の高い教育及び保育を一体的に行う施設である。また、給食の提供や早朝受け入れ、延長保育等を実施し、保護者の子育ての支援も行っている。

那覇市立の幼稚園は平成28年度からこども園に順次移行を開始し、平成31年4月1日までに公立型認定こども園17園、社会福祉法人等が運営する公私連携型認定こども園19園、全36園がこども園に移行を完了した。さらに、令和2年度は公立保育所6園が公立型認定こども園と公私連携型保育所への移行・統合を完了、令和3年度には1園が公立型認定こども園から公私連携型認定こども園へ移行し公立の認定こども園は、保育所型認定こども園1園、幼保連携型認定こども園18園となった。

(3) 幼保連携型認定こども園受け入れ状況（令和3年5月現在）

公立こども園					公私連携こども園				
No.	園名	3歳	4歳	5歳	No.	園名	3歳	4歳	5歳
1	城北		○	○	1	城東		○	○
2	城西	○	○	○	2	石嶺		○	○
3	城南		○	○	3	安謝		○	○
4	大名		○	○	4	曙		○	○
5	泊		○	○	5	銘苺	○	○	○
6	真嘉比		○	○	6	松島	○	○	○
7	那覇		○	○	7	若狭	○	○	○
8	壺屋		○	○	8	神原		○	○
9	開南		○	○	9	城岳		○	○
10	天妃		○	○	10	古蔵		○	○
11	上間	○	○	○	11	松川	○	○	○
12	真和志		○	○	12	識名	○	○	○
13	与儀		○	○	13	真地		○	○
14	小禄南		○	○	14	仲井真		○	○
15	天久みらい	○	○	○	15	垣花		○	○
16	大道みらい	○	○	○	16	金城	○	○	○
17	宇栄原みらい	○	○	○	17	小禄		○	○
18	久場川みらい	○	○	○	18	さつき	○	○	○
					19	宇栄原	○	○	○
					20	高良		○	○

※天久みらい・久場川みらい・宇栄原みらいこども園については、0～2歳の受入れあり

(4) 教育・保育の質の向上

ア 文部科学省幼稚園教育理解推進事業の取り組み

幼児教育の振興・充実を図るため、幼児教育に関する内容や保育技術等に関する専門的な研究を実施する。今年度の教育課程研究協議会において、本市は「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動」の主題で研究を進める。

イ 職員の研修

保育教諭等の資質や指導力の向上を図るため、理論や実践について学ぶ機会を充実させる。

(ア) 各種研修

園長研修会、教頭等研修会、保育教諭研修会、特別支援教育担当教諭研修会、ヘルパー研修会等の企画・運営をする。



保育の質の向上に向けた園内研修

(イ) 教育研究員

那覇市教育研究所で研修する教育研究員（令和3年度は公立こども園から2名）のテーマ研究の指導をする。

(ロ) 法定研修（初任者研修・教職2年目研修・中堅教諭等資質向上研修）

県が主催する初任者研修（令和3年度は14名）と教職2年目研修（令和3年度は13名）と中堅教諭等資質向上研修（令和3年度は該当者なし）の指導助言をする。

(ハ) 支援訪問及び指導訪問

各園を訪問し、教育・保育計画や指導内容、環境構成、指導計画の立案等に対しての指導助言をする。

ウ 学力向上推進計画

(ア) 学力向上推進計画「ふくぎ じんぶな〜プラン」に基づき、こども園での体験等を通して学びの芽生えを育む。また、幼児期から3つの資質能力を育み、義務教育以降の学習の基盤を育む。

【園児一人一人が大切にされ、よさや可能性を認め合う学級経営】

- 一人一人が活かされ、育ち合う学級経営
- 保育者や友達と関わり、認め合う学級経営

【「確かな学力」の向上】

- 園生活や遊びを通し「主体的・対話的で深い学び」のある教育・保育の充実
- 豊かな心情や健やかな体を育む保育の充実

【基本的な生活習慣の形成】

- 望ましい生活リズムの形成
- 規範意識・マナーの育成
- 「家〜なれ〜運動」の推進

【学力向上マネジメント】

- PDCAサイクルを生かした教育・保育実践

(4) 具体的取り組み事項

「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質能力を一体的に育む。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有し、幼児教育の充実と小学校への円滑な接続をめざす。

(5) 特別支援教育

ア 特別な支援を要する幼児については、特別支援教育担当教諭やヘルパーを派遣する。

(令和3年度 午前ヘルパー41名：16園／午後ヘルパー32名：16園／特別支援教育担当教諭16名：16園)

イ 心理専門員等を派遣して巡回相談を実施する。(年間34回)

ウ 特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、指導・支援を推進する。

エ 「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進する。

(6) 保幼小連携

公立認定こども園・公私連携型認定こども園と小学校が同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「こ小」の様々な連携の取り組みが行われている。さらに公立こども園等が結節点となり、沖縄型幼児教育に取り組んでいる。保育所(園)、私立幼稚園も含めた「保幼小」の接続については、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めるため、保幼小合同研修会や各小学校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施している。

また、幼児期から小学校への円滑な接続を目指し、各園では接続のカリキュラムを作成している。

(7) 子育ての支援

ア こども園の子育て支援

(ア) 保護者同士の交流

園が交流の機会を提供し、保護者同士のつながりを深める。

(イ) 子育て相談や情報提供

園の職員が子育てに関する相談に応じ、関係機関等の子育てに関する情報を、園便り等を通して情報提供する。

(ウ) 未就園児の子育て支援

在宅親子を対象に、遊びや行事への参加の受け入れや子育ての相談に応じるなど、子育て応援DAYとして各園の状況に合わせて取り組む。また、子育て支援センターが併設されている天久みらい・久場川みらい・宇栄原みらいこども園においては、交流保育・育児相談・育児講座等により、地域における子育て支援を行う。

イ 保護者のニーズに合わせた教育・保育時間(こども園)

こども園では、以下のようにそれぞれの家庭のニーズに合わせた教育・保育時間を設定している。

1号認定児 教育・保育時間 午前8時15分～午後2時

一時預かり午後2時～午後6時30分

2号認定児 教育・保育時間 午前7時30分～午後6時30分

(2号短時間は午前8時～午後4時)

※延長保育 午後6時30分～午後7時30分

※土曜保育実施

第2節 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

重点目標

国公立小中学校に通う児童生徒の保護者へ就学援助制度による支援を行い、子どもが生まれ育った環境に左右されないことがないように、こどもの家庭環境を把握し、課題緩和に取り組む子ども寄添支援員を配置する。また、経済的な理由で大学等への進学が困難な学生に対し、奨学金制度（給付型）により経済的に自立して修学できるよう支援を行う。

施策事業の概要

1 経済的な支援による育ちの応援

(1) 保護者への支援

ア 小・中学校就学援助費

義務教育の円滑な実施を図るため、国公立の小・中学校に通学している児童生徒の保護者へ就学援助制度により支援を行う。

(ア) 要保護

a 援助対象者 生活保護を受けている者

b 援助対象費目

・ 修学旅行費

・ 医療費（学校病のみ）

※学校病 … 虫歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎、結膜炎、とびひ、トラコーマ、白せん、かいせん、アデノイド、寄生虫病（ぎょう虫）

(イ) 準要保護

a 援助対象者

・ 生活保護を廃止又は停止になった者

・ 市町村民税が非課税の者

・ 経済的理由により給食費等の支払いに困っている方で、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者

b 援助対象費目

・ 新入学児童生徒学用品費等

・ 学用品費、通学用品費（小学1年生及び中学1年生を除く）

・ 校外活動費

・ 通学費（通学距離が小学生片道4km以上、中学生片道6km以上で、公共交通機関を利用する者）

・ 修学旅行費

・ 体育実技用具費（中学生で該当者のみ）

・ 生徒会費（中学生のみ）

・ 学校給食費

・ 医療費（要保護に準じる）

・ 小学校入学準備金（翌年度に那覇市立小学校に入学を予定している幼児の保護者）

イ 特別支援教育就学奨励費

那覇市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒がいる保護者に対し学用品費や学校給食費の一部を補助することにより、その経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(ア) 援助対象費目

- ・学校給食費
- ・交通費（通学費、職場実習費、交流及び共同学習費）
- ・修学旅行費（修学旅行費、校外活動等参加費）
- ・学用品購入費（学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費）

(イ) 援助額 …… 保護者実費の1/2（限度額まで）

（※ただし、交通費は実費又は実費の1/2 限度額まで）

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

(1) こどもの貧困対策の推進

ア 子ども寄添支援員（SSW）の配置

準要保護等の世帯で不登校等の児童生徒を支援するために、各中学校区(17校)に子ども寄添支援員(SSW: スクールソーシャルワーカー)を配置する。子ども寄添支援員は、各小中学校や家庭を訪問して、不登校等の児童生徒の情報収集・分析を行い、学校や関係機関と連携して、その児童生徒の置かれた環境に働きかけ課題の緩和を図る。

イ 自立支援教室（むぎほ学級）の設置

不登校等の影響により将来的に生活困窮になる恐れのある児童生徒に対し、日中の教育的な居場所を確保するため自立支援教室「むぎほ学級」を開設する。様々な体験活動（調理、栽培、創作、奉仕など）や学習支援を通して、将来の社会的自立につなげることを目指す。

(2) 那覇市奨学金制度（給付型）

成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対し、返済を要しない奨学金を給付する。

ア 奨学生の要件 次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- ・沖縄県内にある学校教育法に定める高等専門学校（4、5年のみ）、大学（短期大学を含む。）及び専修学校（専門課程のみ）、職業能力開発促進法に定める職業能力開発大学校（専門課程のみ）に進学する者
- ・学業成績が優秀であると認められる者
- ・経済的理由により修学が困難であると認められる者
- ・保護者が本市に3年以上引き続き住所を有している者
- ・日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者

イ 採用人数 10人以内

ウ 奨学金の内容

種類	対象とする経費	給付額
入学支度金	大学等の入学金及び施設費に相当する経費 (それぞれ1回限り)	大学等から請求がある額 (上限 282,000 円)
修学奨学金	大学等への校納金のうち授業料	大学等から請求がある額 (各年次上限 720,000 円)

備考 対象とする経費について大学等から減免を受けている場合は、その相当する額について給付額を減額する

エ 給付の期間

奨学生の認定を受けたときから当該大学等の標準修業年限の終期まで